

災害医療体制の強化について

平時及び災害時における医療機関等との連携について報告する。

1 緊急医療救護所の概要について

（１）役割

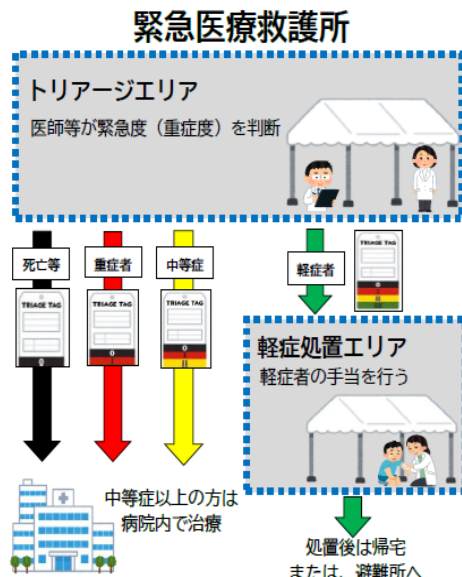
災害時に負傷者が病院に殺到することで重症者への適切な治療が行えず、救える命が救えなくなるため、①負傷者の重症度を判断（トリアージ）、②軽症者の応急処置を行う目的で緊急医療救護所を設置する。

緊急医療救護所は、病院の機能保全、運営保持においても必要不可欠なものである。

（２）体制

区は、災害発生後直ちに、緊急医療救護所を区内の災害拠点病院（４か所）と災害拠点連携病院（８か所）付近に設置する。

設置期間	原則として、発災から 72 時間まで開設
設置条件	・ 区内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合 ・ その他区長の要請があった場合
業務内容	・ 傷病者のトリアージ（重症度判断） ・ 軽症者の応急処置
従事者	①板橋区職員 ②四師会の参集者（医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会） ③板橋区登録看護スタッフ ※初動体制においては、災害拠点病院・災害拠点連携病院職員の協力を得る。



緊急医療救護所にある２つのエリア

①トリアージエリア

トリアージにより、一刻も早く緊急度（重症度）の判別を行い、いのちの危険性がある方の迅速な治療につなぐ

②軽症処置エリア

負傷者の約 6 割とされる軽症者に対して、その場で応急処置を行い、自宅や避難所へ戻れるようにする。

区職員は主に、緊急医療救護所の円滑な運営及び通信等の対応を行う。

(3) 物資の保管状況等

①医療資器材等

緊急医療救護所に必要な備蓄資器材を各病院の倉庫等に保管しており、定期的に更新及び点検を実施している。

②医薬品

緊急医療救護所の医薬品は、近隣薬局からの供給としているが、夜間の発災時には薬局が開いていないなどの課題があるため、今年度から、緊急医療救護所12か所への備蓄及び保管管理を板橋区薬剤師会に委託した。なお、医薬品の備蓄においては、使用期限による廃棄が極力発生しないようにローリングストック方式による運営を行う。

③食料（防災食）・水の備蓄

区と四師会との協定において、区が給食及び給水を行うこととなっており、今年度、食料・水を備蓄し、定期的に入れ替えを行う。なお、在庫については、災害に備えた啓発品として活用する。

④情報連絡機器

緊急医療救護所等には、以下の通信機器を配備している。

- ・災害用タブレット（緊急医療救護所と医療救護活動拠点の連絡用タブレット）
- ・地域BWA（地域広帯域移動無線アクセス）ルーター ※災害に強い通信システム
- ・MCA無線（マルチチャンネルアクセス無線）※災害に強い業務用無線

2 医療機関との連携状況について

(1) 医療機関の役割分担

都は、災害発生時における多数の傷病者に対応するため、すべての病院に役割分担を決めている。

指定区分	説明
災害拠点病院	主に重傷者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重傷者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応、区地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除くすべての病院）

(2) 災害拠点（連携）病院及び緊急医療救護所

No	病院
拠点病院	1 帝京大学医学部附属病院
	2 日本大学医学部附属板橋病院
	3 東京都立豊島病院
	4 東京都健康長寿医療センター
連携病院	5 愛誠病院
	6 小豆沢病院
	7 板橋区医師会病院
	8 板橋中央総合病院
	9 金子病院
	10 小林病院
	11 高島平中央総合病院
	12 常盤台外科病院



(3) 災害時協定の締結状況（医療機関関係のみ）

協定等の名称	相手方	協定内容
災害時の医療救護活動についての協定書	板橋区医師会	医療救護活動
災害時の歯科医療救護活動についての協定書	板橋区歯科医師会	歯科医療救護活動
災害時の医療救護活動についての協定書	板橋区薬剤師会	救護活動
災害時の医療救護活動についての協定書	柔道整復師会板橋支部	救護活動
緊急医療救護所の設置に関する協定書	区内 12 病院	緊急医療救護所の設置

(4) 訓練等の実施状況（令和7年度）

①緊急医療救護所用タブレット端末及び地域BWAによる通信訓練

■日時 令和7年6月17日（火）

■参加 災害拠点（連携）病院、区

■内容 ・タブレット端末と地域BWAの通信確認
・通信アプリによる通信テスト



②日本大学医学部附属板橋病院との合同訓練

■日時 令和7年8月30日（土）

■参加 日本大学医学部附属板橋病院職員、医学部学生、区、四師会

■内容 病院災害対策本部と医療救護活動拠点の通信訓練、講義、実習訓練 など



③東京都健康長寿医療センターとの通信訓練

■日時 令和7年11月18日（火）

■参加 東京都健康長寿医療センター、区

■内容 ・病院防災訓練と連動した通信訓練
・防災行政無線を移動型にして病院災対本部と医療救護活動拠点で通信訓練



④板橋区災害医療連携会議

■日時 令和7年12月25日（木）

■参加 災害医療（薬事）コーディネーター、四師会、病院、警察・消防、区

■目的 医療救護活動を行う各関係機関の円滑な連携体制を構築するため

（参考）令和7年度に区が参加した訓練

	日時	病院名
1	令和7年8月30日	日本大学医学部附属板橋病院
2	令和7年10月9日	東京都立豊島病院
3	令和7年11月18日	東京都健康長寿医療センター
4	令和7年12月6日	板橋中央総合病院
5	令和7年12月20日	高島平中央総合病院
6	令和8年3月19日	小豆沢病院

	日時	病院名
1	令和8年9月10日	東京都立豊島病院
2	令和8年10月17日	帝京大学医学部附属病院
3	令和8年10月31日	日本大学医学部附属板橋病院
4	令和8年10月31日	高島平中央総合病院

（１）区の医療救護活動の連携体制



区内医療機関や緊急医療救護所等の情報収集、医療支援等の調整するために設置する拠点。

②設置基準

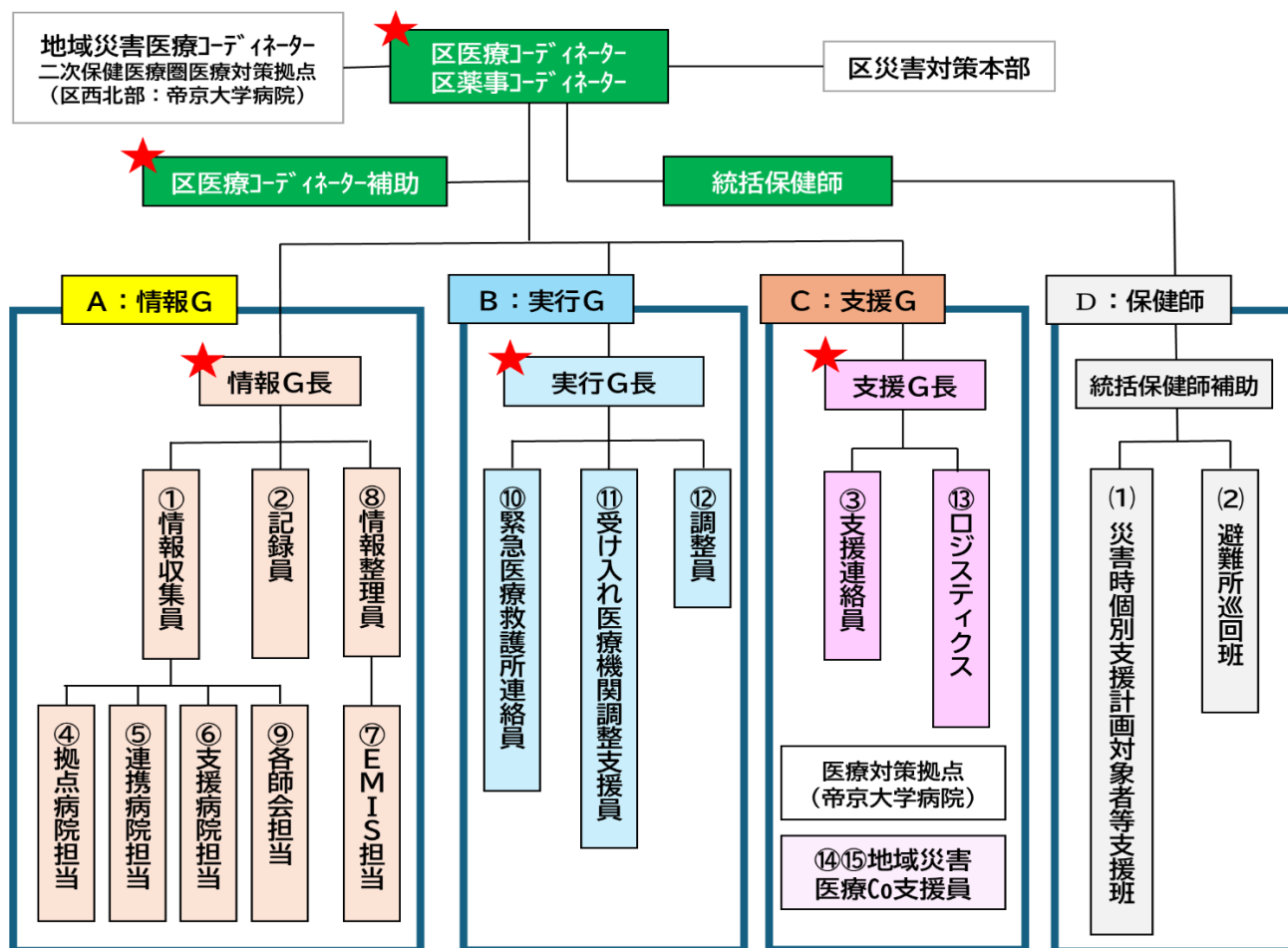
- ### ③設置場所

4

④構成員及び職務

	役割	担当	職務
1	災対部長	健康生きがい部長	医療救護活動拠点の 統括、関係機関との 調整等
2	補佐（災害医療コーディネーター兼務）	保健所長	
3	指揮要員	保健所各課長	
4	災害医療コーディネーター	3名	災対部長等への医学的 助言、関係団体の調整
5	災害薬事コーディネーター	1名	災対部長等への薬学的 助言、関係団体の調整
6	事務局	地域保健課職員 健康推進課職員 予防対策課職員 健康福祉センター職員	

（３）医療救護活動拠点の組織体制



★役割については、開設時に必要な役割を示しており、その後①から順に役割を付与

4 訓練等の実施状況

(1) 医療救護活動拠点立ち上げ訓練

- 日時 令和6年12月24日(火)
- 場所 板橋区役所南館3階健康推進課
- 参加者 災害医療コーディネーター、区職員
- 内容
 - ・職員参集、施設内被害状況の確認、情報収集や伝達方法の確認、拠点の物品等準備などの訓練(アクションカードをもとに訓練を実施)
 - ・災害拠点(連携)病院、四師会、緊急医療救護所の被害状況報告の通信訓練と情報の仕分けやクロノロを実施

第2手順2

医療救護活動拠点の開設準備!

1. 医療救護活動拠点の開設(開設準備)

職員参集

☐ 職員5名到着

役割分担を決める

(Co代理、Co補助、情報G長、実行G長、支援G長)

→開設

防2手順4-5「災害対策本部へ連絡」へ

☐ 職員5名未満

→開設準備 防2手順3-3・防2手順5-6・防2手順6-7を実行する

防2手順4-5「災害対策本部へ連絡」は準備後に実行する

2. 【アクションカード】



※毎年、第2回本部運営訓練にあわせて、立ち上げ訓練を実施予定(令和7年度については、区職員のみで医療救護活動拠点立ち上げ訓練を実施した。)

(2) 医療用電源ステーション開設による給電訓練

- 日時 令和7年10月9日(木) ※毎年、秋頃に実施
- 参加者 区職員(健康福祉センター、健康推進課)
災害時協定事業者【給電車両貸与】
- 内容 医療用電源ステーション開設
 - ・模擬来所者への対応訓練
 - ・非常用発電機の稼働
 - ・災害時協定締結事業者による給電車両配備及び給電



※医療用電源ステーション

在宅人工呼吸器等の医療機器を使用する方のために、医療機器のバッテリーを充電する発電機等を各健康福祉センターに配備

(3) 在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成者の安否確認訓練

- 日時 令和8年7月8日(水)
- 参加者 区職員(地域保健課、健康推進課、予防対策課、健康福祉センター)
訪問看護事業所
- 内容 災害時を想定し、在宅人工呼吸器使用者の安否確認をLogoフォームで実施

※板橋区在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画

災害時に在宅人工呼吸器使用者が安全に避難し、適切な支援を受けられるように、事前に本人、家族、医療関係者等が協力して作成する計画書